

欧米販路への展開を検討されている北海道産品を
取り扱いしている事業者様の参加を広く募集！

欧米市場 展開ワークショップ

8.29 金
13:00~16:00

定員
30名

会場：TKP札幌ビジネスセンター
赤れんが前 カンファレンスルーム5J
札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 5階

ファシリテーター：JTB北海道事業部 西谷 謙吾

PROGRAM

13:00-15:00

Basic program

欧米市場展開セミナー 基本プログラム

※オンライン会議システム「Teams」を使用した参加も可能。※米国市場動向に関するセミナー及び質疑応答はオンライン実施となります。

SEMINAR.1 米国市場動向

JFCA(日本食文化振興協会) 事務局長 二見 義之 氏

日本産食品や日本各地の食文化の販路の拡大、訪日インバウンドの促進に繋げる取組を行うNPOの事務局を担当。農林水産省輸出支援プラットフォームとも連携し、輸出の拡大に向けた様々な取組を米国現地で推進する。1990年に米国へ移住、平成28・29年度、令和3・4年度に米国で開催された「日本ふるさと名産食品展事業」を受託し、食品展の企画・運営実務を担当。

SEMINAR.2 米国関税について

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
農林水産食品部 市場開拓課 主幹 新井 剛史 氏

1995年日本貿易振興会(現日本貿易振興機構)入会。輸入促進、開発途上国支援、貿易投資相談業務などに従事、国内は三重貿易情報センター、北九州貿易情報センター、海外ではハノイ事務所に勤務。2024年6月から現職。

SEMINAR.3 欧州市場動向と規制について

国分北海道株式会社
地域共創部地域共創課長兼イノベーション推進課長 河内 幸人 氏

国分北海道株式会社 地域共創部地域共創課長兼イノベーション推進課長。国内量販店の食品卸営業を3年間従事。2016年より道産品の道外販売事業に従事し、また2017年より道産品の海外輸出事業に携わり、各国への輸出を促進。2021年より「食+a」の共創事業・新規事業等にも携わり、2025年3月より地域共創部地域共創課兼イノベーション推進課の課長を担う。

15:00-16:00

Workshop

欧米市場展開ワークショップ

※セミナーを現地で参加いただいた方への対象とさせていただきます。

実施内容

- セミナー内容についての個別相談
- 輸出に向けた規制の確認
- 取り扱い商品の輸出取り組み現状について

※その場で回答が難しい内容については、別途専門家を紹介します。

アドバイザー

● 米国市場担当

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
農林水産食品部 市場開拓課 主幹

新井 剛史 氏

● 欧州市場担当

国分北海道株式会社
地域共創部地域共創課長兼イノベーション推進課長

河内 幸人 氏

お申し込みは
こちら

参加の流れ

1 公募サイトからのワークショップ参加申込

2 事業者様参加のための応募内容確認

3 事業プログラムへの参加

お申し込みは
こちら

申込締め切り **2025.8.27** 水

事業参加にあたっての留意事項

【事業参加の前提】事業趣旨を鑑み、企業として参加市場への積極的な取り組みを前提に参加申し込みいただくようお願い致します。

【申し込み注意事項】

申し込みフォームの入力／商品に対しての個別相談を実施したい場合は、原材料が記載されている規格書を指定リンクに格納（ファイル名に企業名と商品名を必ず明記していただく）／申し込みフォームのリンクはこちら <https://forms.office.com/r/AywKbMQDW9>

商談会は、参加予定の欧州・米国バイヤーおよび国内輸出事業者等の規定・要望等により、ご希望に沿いかねる場合があります。

（参考）米国・欧州向けの輸出対象外商品について

各国の詳細な規制について、セミナー内でご説明いたします。

以下に該当する商品は**対象外商品**です。

米国 輸出対象外 商品

- 米国の輸入禁止品目（例 肉類・肉調製品・肉エキス／着色料・保存料一部の添加物 等）
- 米国輸入／販売に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品
（水産品等は原則米国HACCP取得者、乳製品等は動物検疫対応可能商品または
輸出入者が指定する書類提出できない場合）
- 特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
- FSMA の対応状況等が説明できない場合

※米国において食品を販売する場合、所定の成分表示の他、FSMA（米国食品安全強化法）やHACCPへの対応が原則必要となります。

欧州 輸出対象外 商品

- 欧州の輸入禁止品目、輸入規制のある品目（例 肉類・肉調製品・肉エキス／着色料・保存料一部の添加物等）
- 欧州輸入／販売に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品
（水産品等は原則欧州HACCP 取得者、乳製品等は動物検疫対応可能商品または
輸出入者が指定する書類提出できない場合）
- 特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
- 販売施設の制約上販売出来ないもの
- 法規制の対応状況等が説明できない場合

※欧州において食品を販売する場合、所定の成分表示の他、EU・輸入国の法規制が必要となります。

バイヤー招へい視察会及び商談会を開催・参加者の募集も予定しております。